１９　障害者差別解消法

障害者差別解消法は、「障害を理由とする差別」をなくすための法律です。障害のあるなしにかかわらず、全ての人が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

■ 対象となる「障害のある人」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害のある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難となっている人。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

■ 差別解消のための方策

・市及び民間事業者※1は、不当な差別的取扱いをしてはいけない。
・市及び民間事業者※2は、合理的配慮をしなければならない。
・市は、相談・紛争防止・解決のための体制整備を行う。

※1　対象となる「民間事業者」とは…目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

※2　令和３年６月４日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、努力義務から義務へ改められました。

■ 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

合理的配慮の不提供

障害のある人が何らかの配慮を求める意思表示をしたにもかかわらず、**「社会的障壁」**を取り除くための合理的な配慮をしないこと。

不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人には付けないような条件を付けたりすること。

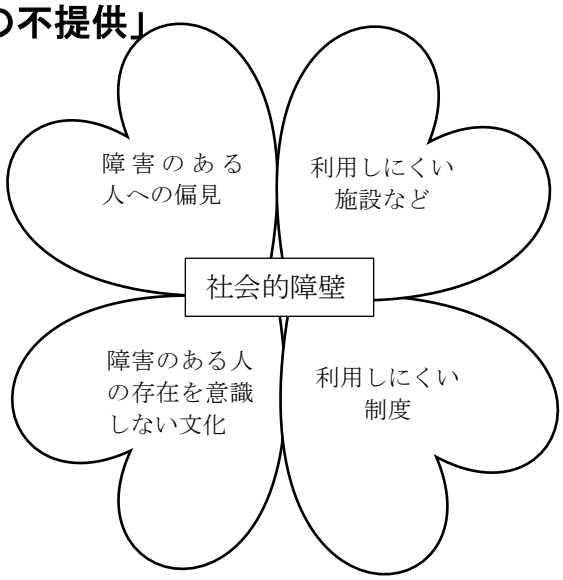

■ 差別をなくすためには

最も大切なことは、障害をはじめ年齢や性別、言語など**“自分と異なる特性を持つ相手を理解し、配慮すること”**です。

互いの人格と個性を理解し、尊重し合いながら、支え合う社会を実現するため、次のような配慮を心がけましょう。

・車椅子や杖の利用者などのために、出入り口にスロープを設置するなどして移動しやすくする。
・案内表示や文書の文字は、見やすい大きさにする。
・目的地をたずねられたら、分かりやすく説明する。

社会的な障壁を取り除くため、次のような配慮を求めることができます。

聴覚障害のある人に、筆談や手話などの音声以外の方法でコミュニケーションをとる。

車椅子利用者のために、スロープを設置するなどし、段差を解消する。

点字ブロックの上には、自転車などの障害物を置かない。

盲導犬などの役割を理解し、エサをあげるなど、邪魔になる行為をしない。

思いやり駐車場や障害者等用の駐車スペースには、必要のない人は駐車しない。

電車やバスなどでは、席を必要としている人が居たら、優先席でなくても席をゆずる。

相談窓口：福祉課、各総合事務所 → 最終ページを参照
相談支援事業所等 → 60～66 ページ参照

市ホームページ

２０　手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

自身と異なる特性や個性のある相手と、コミュニケーションを行うための手段は、さまざまです。市民が、手話言語をはじめ、要約筆記や点字、音訳、拡大文字、絵図・写真、イラストなどのコミュニケーション手段があることを理解し、「障害がある・ない」にかかわらず、誰もが意思や感情、考えを伝い合い、人と人がつながることができるまちであり続けたいという願いを込めた条例です。

基本となる考え方

◇　「手話」は、日本語や英語とは異なる一つの「ことば」であることを理解し、「手話」を日常のコミュニケーションで使用している人がいることを認識すること

◇　コミュニケーション手段は、「障害がある・ない」や、個性、特性などにより、多様であることを理解すること

◇　「障害がある・ない」により差別することなく互いの人格と個性を認め合うこと

コミュニケーション手段って・・・

手話言語

手話（手や指の動き）は、独自の文法構造があり、日本語や英語と同じように「ことば」です。相手に伝える時は、手話のほか、顔の表情や口の動きなど目（視覚）からも情報を伝えま

点　　字

指先の触覚により読み取る、視覚に障害がある人の文字です。

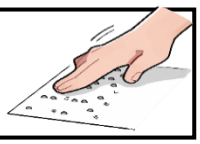

要約筆記

話の内容の要点を短くまとめ、聴覚に障害がある人に文字にして伝えます。

筆記通訳ともいい、会議など個人に通訳する場合は、紙などに書きます。講演会など複数の人に通訳する場合は、ＯＨＰやパソコンを使ってスクリーンに文字を映します。

音　　訳

文字や図表などの情報を音（声）にして伝えます。

～ 伝えてみよう ～

・私は、聴覚障害者です。文章が苦手です。手話で話してください。

・私は、耳の聞こえが悪いけど、文章はわかるので、書いてください。

・私は、補聴器をつけているので聞こえます。大声で話さないでください。

・私は、視覚障害者です。見えないので、書類を代筆してください。

・私は、弱視なので、大きな文字で書いてください。

など

伝えていくことも大事です。自分とは異なる特性や個性がある相手の「分からない」「難しい」ことが分からないのです。互いに相手のことを思いやり、「人にやさしいまち」になるよう心がけましょう。